

子供が輝く東京・応援事業実施要綱

26 福保総企第771号

平成27年3月19日

29 福保総企画第588号

一部改正 平成30年3月29日

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）の出えん及び企業等の寄附による基金を原資として、特定非営利活動法人や企業等（以下「事業者」という。）が取り組む、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた事業に対して助成金を交付することで、社会全体で子育てを支えることを目的とする。

第2 事業内容

都及び公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）は、相互に協力して、次のとおり事業を実施する。

- 1 都は、財団に対し、助成金の原資として出えんを行う。
- 2 財団は、都と財団とで別途締結する出えん契約に基づき、前項の出えん金をもとに基金を造成し、運営する。基金には、企業等からの寄附を受け入れるものとする。なお、寄附金に係る募集等の業務については、都が行う。
- 3 財団は基金を原資として、第3に規定する事業を行う事業者に対し、助成金を交付する。
- 4 都は、財団が実施する本事業に要する経費を、別に定めるところにより、都の予算の範囲内において補助する。
- 5 本事業の実施や成果の普及等に関わる広報については、都と財団が協力して行う。なお、関係機関との調整については、都が積極的に担うものとする。
- 6 上記以外の内容についても、都は必要に応じて、事業の実施に関する支援を行う。なお、上記の内容について疑義が生じた場合は、都と財団で協議する。

第3 助成対象事業

- 1 財団は、第2の3の規定に基づき、都民を対象として、事業者が行う次のアからキまでに該当する事業の実施に要する経費を助成する。なお、助成対象となる経費の範囲等については、財団が別に定める。
 - ア 地域の資源等を活用した結婚支援
 - イ 妊娠、出産、育児期における親や子供に対する支援
 - ウ 多世代交流や地域との連携等による子育て支援
 - エ 病気や障害等を抱える子供への支援

- オ 社会的養護に係る取組
- カ 学齢期の子供に対する各種支援
- キ 若者が社会的に自立した生活を営むための支援

2 財団は、子供が輝く東京・応援事業実施要綱施行日以前において、東京子育て応援事業実施要綱第2の3の規定に基づき、都民を対象として、事業者が行っている次のアからオまでに該当する先駆的、先進的な事業の実施に要する経費を助成する。なお、助成対象となる経費の範囲等については、財団が別に定める。

ア 若者支援事業

希望する若者が将来家庭を築き、子育てが営める生活ができるよう支援する事業

イ 出会い・結婚支援事業

将来家庭を築くための出会いの場づくりや結婚にむすびつけるために支援する事業

ウ 親子の健康づくり事業

出産、育児に関する親子の健康づくりを支援する事業

エ 多世代交流事業

高齢者等の様々な世代による子育て支援事業

オ 子供・子育て支援事業

前各号のほか、子供・子育て支援対策として効果が期待できる事業

3 前項の規定にかかわらず、次のアからオのいずれかに該当するときは対象としない。

ア 既存の公的な制度や国、都又は他の道府県からの補助金等の交付対象となっている事業（委託による場合を含む。）

イ 特定の事業者の利益のために行うと認められる事業

ウ 政治的又は宗教的な宣伝を目的として行うと認められる事業

エ 他団体へ全部又は大部分を委託又は外注する事業

オ 公序良俗に反する等、都が支援するのにふさわしくないと認められる事業

4 助成対象事業については、都と財団が適宜検証を行い、必要と認められる場合は、協議の上、見直すものとする。

第4 助成方法

- 1 財団が別に定める公募要項に基づき、事業を行う事業者を公募する。
- 2 財団が別に定める審査要領等により、審査会を開催し、事業を審査・選定する。
- 3 選定した事業内容や実施結果については、財団のホームページ等で公表する。
- 4 1事業に対する助成期間は、原則、3年間を限度とする。
- 5 事業の実施方法等に疑義が生じた場合、財団は都と随時協議する。

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成２７年度から平成３６年度までとする。ただし、基金の運営状況、都から財団に対する補助金の交付状況、事業の検証結果等により、これによらない場合がある。

第６ その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。